

議員提出議案

意見書

今定例会では、意見書5件を上程し、すべて可決、内閣総理大臣等へ送付しました。(一部抜粋)

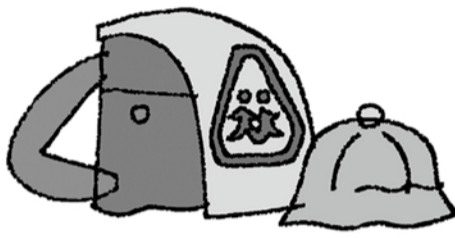
学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあつてはならない。学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請したが、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、

安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。ついでには、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検安全対策を行うことが重要であり、下記の事項について積極的な対応を求めるものである。

1 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。

他2項目



オスプレイの横田基地配備の撤回を求める意見書

防衛省は8月22日、米空軍の特殊作戦機C V 22オスプレイ5機が10月1日、米空軍横田基地に正式配備されると発表しました。本土でのオスプレイ配備は初めてであり、2024年頃まではさらに5機が配備される予定です。

オスプレイは、一昨年12月の沖縄県名護市沖での墜落事故の記憶も新しく、最近でも昨年8月にオーストラリアで3人が死亡した墜落事故、9月にはシリアで墜落し、機体が大破する事故を起こすなど重大事故が相次いでいます。開発段階から度々事故を起こしている欠陥機です。

しかも海兵隊のMV 22に対しCV 22は、敵地に潜入し人質を奪還する任務などを担う特殊作戦機であり、このため夜間飛行や低空飛行など過酷な訓練を行なうため、危険はより一層高まります。既に離着陸を繰り返す横田基地のオスプレイは度々埼玉県にも飛来し、上空の通過も確認されています。住民の安全を考え、国はオスプレイの横田基地配備を撤回するように在日米軍に強く要請することを求めます。

東海第二原発の再稼働は認めない事を求める意見書

日本原子力発電(株)は、再稼働前の最長20年の運転期間の延長を申請し、原子力規制委員会はこれを認める方向で審査しています。日本原子力発電東海第二原発は、今年11月28日に運転開始から40年となる「老朽原発」です。福島第一原発事故を起こした同じ沸騰水型軽水炉であり、東日本大震災で津波に襲われ浸水。

非常用発電機が1台失われたというだけで、冷温停止まで3

日半要した「被災原発」です。1970年代に運転開始した沸騰水型は11基ありますが、東海第二原発以外はすでに廃止措置が決定しています。2011年の福島第一原発事故では、放射能汚染は、200キロ以上離れた本市にもおよび放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、年間1ミリシーベルトを超えるおそれがある「汚染状況重点調査地域」として指定されました。

その結果、市民生活に大きな影響を与え、健康被害に対する不安・懸念はまだまだ払拭されてはいません。再びそのような事を繰り返してはならないのです。よって、市民生活の安全を守る為に、東海第二原発の再稼働は認めない事を強く求めます。

憲法9条の改憲を行わないことを求める意見書

安倍首相は8月12日下関市の講演会で「憲法改正案を国会に提出できるよう取りまとめを加速すべきだ」と述べ秋の臨時国会に提出する姿勢を示しました。また26日の鹿児島市の講演会で「いよいよ憲法改正に取りくむ時が来た」と述べました。安倍首相は憲法9条「1項、2項をそのまま残り3項目に自衛隊を明記する」との考えを示しています。

2項が保持を禁じる「戦力」とは別のものとして「3項」に「自衛隊」を明記すれば2項の「制約」は自衛隊には及ばなく

なり、海外での武力行使が可能になります。9条2項の死文化と海外での武力行使こそ自衛隊3項明記論の狙いであることは隠しようがありません。

しかし世論調査をみても憲法の改正には反対が多数です。共同通信社の実施した全国電話調査でも「反対」と答えた人は49%で賛成36.7%を上回っています。こうした国民の慎重論に耳を傾けることなく国会に改正案を提出することは許されません。憲法9条の改正は行わず、憲法の根幹の一つである平和主義を擁護する立場を維持するよう強く求めます。

生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書

ネオニコチノイド系農薬は、有機リン系農薬に代わって使用されるようになり使用量は増加傾向です。ネオニコチノイド系農薬は今までの農薬と3点において大きく性質が異なります。1つは「神経毒性」で、昆虫の中枢神経にある主要な神経伝達物質の働きを阻害し、死に至らしめます。2つ目は「浸透性」で農作物の内部に浸透して植物のあらゆる組織で殺虫効果を発揮するので、洗っても残留農薬を減らせません。3つ目は「残留性」で、散布回数減らせ、「減農薬栽培」に広く用いられていますが、毒性が持続していることに他なりません。

昆虫だけでなく、ヒトの脳への影響も懸念される研究発表がいくつかあがってきて、他国においては、予防原則の考え方に立って、食品中の残留農薬基準値もきわめて厳しく設定されています。しかし、わが国ではこれまでどのところ使用規制はいっさい行われておらず、食品中の残留農薬基準値も、きわめて緩く設定されているのが現状ですが、我が国における早急な対応を強く求めます。

他1項目

ホームページ

お問い合わせ

意見書の全文は市のホームページでご覧いただけます。

本会議の会議録や議会活動なども掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

吉川市議会

検索

